

当座預金

一関信用金庫
令和4年3月1日現在

1. 商品名	・ 当座預金
2. 販売対象	・ 法人または個人の方 ただし、口座開設(当座勘定取引契約)にあたり、当金庫の審査があります
3. 期間	・ 期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 支払は小切手、手形によります
6. 利息	・ 利息はつきません
7. 税金	_____
8. 手数料	・ 専用約束手形口座開設時については、当金庫所定の手数料を徴求します ・ 手形用紙、小切手用紙の発行については、当金庫所定の手数料を徴求します 詳しくは、「預金関連手数料のご案内」をご覧ください
9. 付加できる 特約事項	・ 各種料金等の自動振替の取扱いが可能です
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム (9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03- 3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター 等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、 当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談 所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出 いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた できます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会におい て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を 図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する 方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス 推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください
12. その他参考 となる事項	・ 解約時は、未使用の手形用紙、小切手用紙は口座開設店へ返却いただきます ・ 預金保険制度の付保対象預金で全額保護されます